

## 退職給付に関する会計基準・適用指針 の公開草案について

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

### ポイント

- 平成22年3月18日付で、企業会計基準委員会より「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の公開草案が公表されましたので、概要をご案内します。
- 公開草案に示された主な改正点
  - ・未認識項目の貸借対照表での即時認識
  - ・退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
  - ・開示項目の拡充
  - ・複数事業主制度の取扱いの見直し
  - ・長期期待運用収益率の考え方の明確化
  - ・名称等の変更
- 適用時期：平成24年3月期末・早期適用可  
(退職給付債務計算に関する項目は、その翌期首から)
- コメント提出期限：平成22年5月31日

費用の処理方法は今回の改正では見直されず、国際会計基準の動向を踏まえ、今後検討される予定。

公開草案の本文は(財)財務会計基準機構のHPに掲載されています。

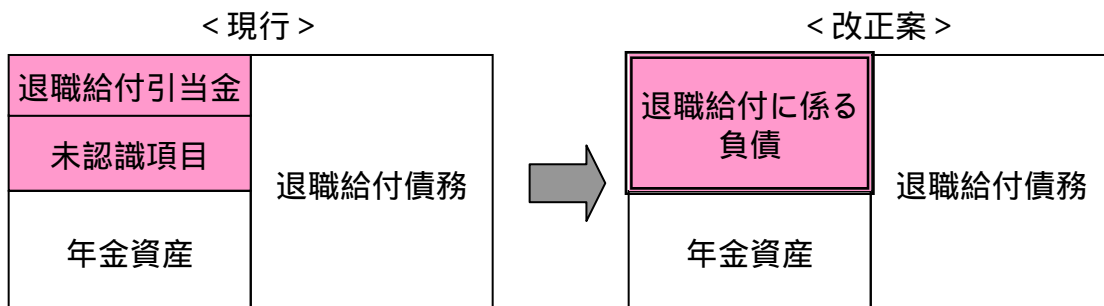
<http://www.asb.or.jp/>

## 公開草案で示された主な改正点

公開草案は、国際会計基準で検討されている項目(未認識項目の即時認識)と、現行の国際会計基準との相違点(債務計算、開示等)を改正するもの。

### 1. 未認識項目の貸借対照表での即時認識

- ✓ 退職給付債務と年金資産の差額を負債(積立超過の場合は資産)に計上

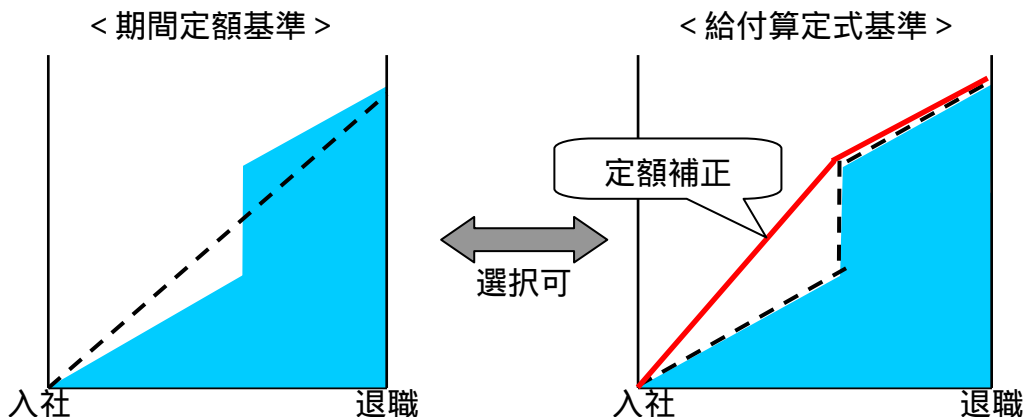


### 2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

- ✓ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

現行 : 期間定額基準が原則

改正案 : 期間定額基準と、国際会計基準の方法である給付算定式基準(\*)の選択制  
(\*)著しい後加重の場合は定額法で補正



- ✓ 割引率の見直し

現行 : 従業員の平均残存勤務期間等に基づく単一の割引率も可能

改正案 : 見込支払日までの期間ごとに複数の割引率を設定(単一の加重平均割引率も可)

- ✓ 予想昇給率の見直し

現行 : 確実に見込まれる昇給のみ

改正案 : 予想される昇給(=ベ・ア等)も見込む

### 3. 開示項目の拡充

#### ✓ 現在の国際会計基準で採用されている項目を中心に追加

< 注記に追加される項目(主なもの) >

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債調整額
- ・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項(年金資産の内訳、長期期待運用収益率の設定方法)
- ・その他の事項(翌期に支払うと予想される年金掛金の拠出額・退職一時金の支給額の概算)

### 4. 複数事業主制度の取扱いの見直し

「自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算できないときは、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。」との定めについて

#### ✓ 複数事業主間で類似した制度を有する場合に関する記述を削除

現行では複数事業主間で類似した年金制度を有する場合は、年金資産を合理的に計算できる制度とみなすべきとされていたが、制度の内容を考慮して判断することとされた( )判断要件の一部が修正されたものであり、会計処理の変更はありません。

### 5. 長期期待運用収益率の考え方の明確化

- ✓ 年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期を考慮することを明確化
- ✓ 従来の考え方を改めるものではないため、会計方針の変更には該当しない

### 6. 名称等の変更

現行	改正案
退職給付引当金	退職給付に係る負債
前払年金費用	退職給付に係る資産
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

## その他の取扱い

### 費用の処理方法

- ✓ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法は変更せず、一定年数で費用処理（遅延認識）
- ✓ 未認識項目はその他の包括利益に含めて計上
- ✓ その後の期間に費用処理する際に、同額のその他の包括利益を減額（いわゆるリサイクル＝組替調整）

当公開草案は、「包括利益の表示に関する会計基準(案)」の取扱いを前提としています。

### 適用時の会計処理

- (1) 退職給付債務・勤務費用の計算方法、複数事業主制度の取扱い  
適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減する。  
過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。
- (2) (1)を除く全ての改正点  
適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、その他の包括利益累計額に加減する。  
過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。

以上